

災害時における被災者への支援協力に関する協定書

永平寺町（以下「甲」という。）と日本商運株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は永平寺町内において地震や風水害等による大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、物資の輸送及び被災者や避難者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）への支援活動に係る災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 甲が、乙に対して支援を要請する内容は次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の指定する場所から、備蓄物資及び救援物資を避難所等に輸送すること。
- (2) 乙の施設のうち、別紙に示す区域及び駐車場を、避難場所として被災者等に提供すること。
- (3) 乙の施設において、被災者等に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の施設において、被災者等に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害関連情報を利用可能範囲で提供すること。
- (5) 乙の施設において、被災者等に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- (6) 乙は、町内の道路情報等について、可能な範囲で情報提供すること。
- (7) 乙は、敷地内の付帯設備等について、可能な範囲で使用を許可すること。

2 甲及び乙は、前項の定めのない事項については、相互に協力を要請することができるものとする。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において前条の要請をする必要があると認めるときは、文書（第1号様式）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後において、文書を乙に提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対して速やかに可能な範囲で協力、実施するものとする。

- 2 乙は、支援を行う場合、現地で甲の指導を受け、その指示に従い、乙の責任において支援を実施するものとする。
- 3 乙は、支援を実施する場合、支援に携わる者の責任者氏名、緊急連絡先や支援の内容等を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後において、報告するものとする。

（避難場所の管理）

第5条 災害時の避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 乙は、避難場所の管理運営について甲に協力するものとする。

（避難場所の利用期間）

第6条 避難場所の利用期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙に対して避難場所利用許可期限延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請することができる。

（避難場所の終了）

第7条 甲は、災害の収束が図られた場合、または、避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の避難場所としての利用を終了する際は、乙に避難場所利用終了届（第3号様式）を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に明け渡すものとする。

（支援実施報告）

第8条 乙は、第4条の規定により支援を実施したときは、甲に対し、速やかに、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で報告を行い、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 実施した支援の内容、人員及び期間
- (2) 使用した機械及び稼動期間
- (3) 消費した材料、燃料
- (4) その他必要とした物

(費用負担)

第9条 本件施設の避難場所としての利用料は無料とする。

2 甲は、乙が供給した物資等の代金及び運搬等の経費（以下「費用」という。）を負担するものもある。この場合において、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 甲は、この協定に基づき避難場所を被災者等が使用したことにより生じた、施設の破損について、原状回復のための費用を負担する。この場合において、費用負担の額、方法等については、甲及び乙が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方署名のうえ各自1通を保有する。

令和3年5月25日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長

河合 永光

(費用の支払い)

第10条 乙が支援に要した費用を甲に対して請求するものとし、甲は速やかに物資等の費用を支払うものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づく支援に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

乙 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月12字3番地

日本商運株式会社

代表取締役社長

平木 ひとみ

(損害賠償)

第12条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(情報交換)

第13条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう平常時から相互に連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間終了1ヶ月前までに、甲乙いずれか一方より解除の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。